

平成19年度税制改正のポイント－ライフプラン関係

I. 所得税・法人税関係

1. 減価償却制度の改正

(法人税・所得税)

【内容】 減価償却制度において次の改正が行われた。

① 償却方法の見直し等

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、残存価額が廃止され、法定耐用年数経過時点で全額が償却可能な制度となった。

- ・ 定額法の計算方法・・・取得価額×定額法償却率（＝1÷耐用年数）
- ・ 定率法の計算方法・・・期首帳簿価額×定率法償却率（＝定額法償却率×2.5）

平成19年4月以後取得資産については定率法では「250%定率法」が適用される。定額法の償却率を2.5倍した率を定率法の償却率として定率法により計算するもので、その後のある一定の事業年度（特定事業年度^(注)）で、未償却残高を残存年数で均等に償却する方法に切り替えて備忘価額（1円）まで償却する方法をいう。

(注) 特定事業年度とは、定額法償却率を2.5倍した償却率（定率法償却率）で計算した償却費が、法定耐用年数から経過した年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を定額法で全額償却すると仮定して計算した償却額を下回ることとなった事業年度をいう。つまり、「未償却残高×定率法償却率<未償却残高÷残存年数」となる事業年度のこと。

② 償却可能限度額の撤廃

従来制度では資産を除却廃棄しない限り償却可能限度額（取得価額の95%）までしか償却できなかった。改正により、平成19年3月31日までに取得した減価償却資産については、95%まで償却が進んだときにその翌事業年度から5年間で全額均等償却する（ただし、事業の用に供している限り備忘価額として1円を残す）。

③ 技術進歩が著しいIT分野の法定耐用年数の短縮

- ・ フラットパネルディスプレイ製造設備 10年 ⇒ 5年
- ・ フラットパネル用フィルム材料製造設備 10年 ⇒ 5年
- ・ 半導体用フォトリソ製造設備 8年 ⇒ 5年

減価償却の計算方法のまとめ

| | | |
|-----------------------|------------------------|--|
| 平成19年3月31日 までの取得資産 | 旧定額法 | 取得価額×0.9×旧定額法償却率×経過月数／12ヵ月 |
| | 旧定率法 | 未償却残高×旧定率法償却率×経過月数／12ヵ月 |
| | 残存価額が5%になった後、5年で均等償却する | |
| 平成19年4月1日 以後取得資産 | 定額法 | 取得価額×定額法償却率×経過月数／12ヵ月 |
| | 250% 定率法 | 未償却残高×定率法償却率×経過月数／12ヵ月 特定事業年度の翌事業年度から均等額の償却に切り替える |

(注) ①平成19年4月1日以後の定額法償却率は1／耐用年数で求める。

②経過月数に端数が生じた場合は切り上げて1月として計算する。

③耐用年数経過後まだ資産が事業の用に供している場合は1円の備忘価額を残す。

Ⅱ. 所得税関係**1. 上場株式等に係る軽減税率の特例等の延長** (所得税)

【内容】税率の倍増による証券市場への影響を考慮し、税率の軽減特例が1年延長された。

- ① 上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例の適用期限1年延長
(所得税7%+住民税3%) → 平成21年3月31日まで
- ② 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の適用期限1年延長
(所得税7%+住民税3%) → 平成20年12月31日まで

2. 個人投資家のエンジェル税制の拡充 (所得税)

【内容】特例対象について、従来製造業が中心であったが、サービス業や小売業にまで広げられ、適用期限が延長された。

エンジェル税制は3つのタイミングで税負担軽減が図られている。

| | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 投資時点 | 投資額をその年の他の株式の譲渡益から控除 |
| 2. 売却時点（損失が出た） | 損失を3年間繰越控除 |
| 3. 売却時点（利益が出た）（注） | 株式譲渡益を1/2に圧縮 |

（注）所有期間3年超、公開後3年以内の譲渡または公開前のM&Aの場合

改正点① **株式譲渡益の1/2圧縮 2年期限延長** → 平成21年3月31日まで
3.の規定が改正により、平成21年3月末まで適用期限が延長された。
(1.と2.については恒久措置)

改正点② 事前確認制度

ベンチャー企業に投資しようとする投資家に対し、事前に情報を提供しベンチャー企業が広く投資を呼び込めることとなった（従前は株式払込後に情報の入手ができた）。

改正点③ **ベンチャー企業要件の緩和** 以下の点で要件が緩和された。

| 設立経過年数 | 従 来 | 追加要件 |
|--------|--------------------------|--|
| 0～1年 | 研究者が 2人以上かつ全従業員の10%以上 | 開発者（商品・サービスの企画・開発・マーケティング担当者）が 2人以上かつ全従業員の10%以上 |
| 1～2年 | 試験研究費等が売上高の3%以上 | 同 上 |
| 2～5年 | 同 上 | 売上高成長率25%以上 |

3. 三角合併課税の繰り延べ (所得税)**【趣 旨】**

三角合併とは、買収会社（親会社）が子会社と被買収会社を合併させるという合併方法をいう。この合併方法は会社法上、平成19年5月より「合併等対価の柔軟化」として可能となる。

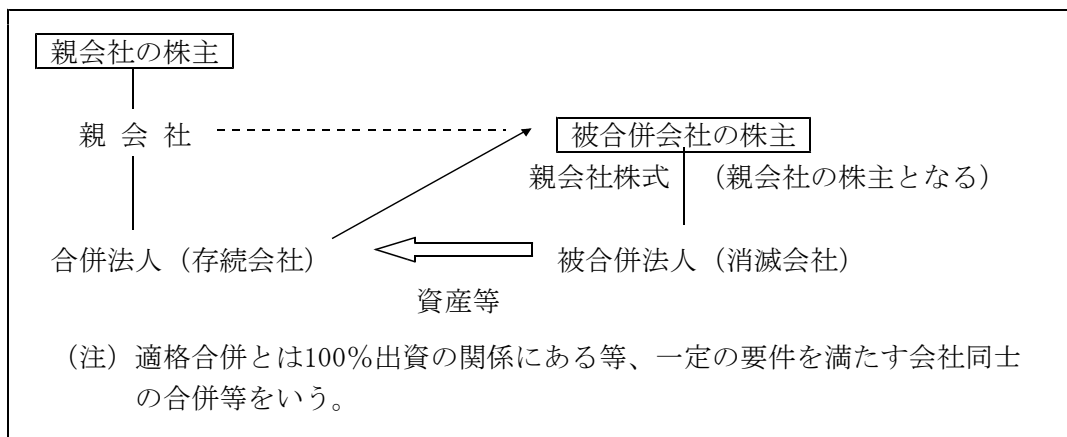
税法上、資産の移転（たとえば所有していた株式を放出し、その対価を取得する行為）があれば、その資産の値上がり益に対し課税が行われるが、合併される側の株主が合併に際し、合併する側の株式を受け取った場合も、被合併会社の株主が旧株式を譲渡しその対価として合併会社の株式を取得したとみなされ課税される。

従来は、税法上、適格合併の要件に合致した場合は課税の繰り延べが行われ、合併時点では課税されないこととなっていたが、三角合併が会社法上可能となることにより、このような組織再編に対して税法上の対応が必要となった。

【内容】

適格合併に該当する合併会社（存続会社）がその親会社の株式を、被合併会社（消滅会社）の株主に合併対価として交付した時点において、譲渡所得課税の対象とならないこととなった。このとき、被合併会社の株主は合併会社の株主になるのではなく、その合併会社の親会社の株主になる。

被合併会社の株主が合併により取得したその親会社の株式を譲渡したときに、はじめて譲渡所得課税の対象となる。



4. 寄付金控除の限度額の引上げ等

(所得税)

【内容】 改正点① 特定寄付金の対象の拡大

次世代育成支援対策に取り組む会社等に対し、助成事業をおこなう一定の公益法人が新たに特定寄付金の対象となった。

改正点② 個人（所得税）における寄付金控除限度額の引上げ

特定寄付金の合計額部分の限度額が、総所得金額の従来30%から40%に引き上げられた。

$$\text{寄付金控除額} = \text{特定寄付金の合計額}_{\text{注①}} - 5,000円_{\text{注②}}$$

注① 特定寄付金

- ・ 国又は地方公共団体への寄付金
 - ・ 指定寄付金
 - ・ 特定公益増進法人への寄付金
 - ・ 認定NPO法人への寄付金
- } 従来の特定寄付金
- ・ 次世代育成支援対策に取り組む会社等に対し、助成事業をおこなう一定の公益法人への寄付金 → 新規対象

注② 合計限度額：特定寄付金の合計額と総所得金額の40%のいずれか小さい額

5. 電子申告の環境整備

(所得税)

【内容】電子申告の導入による申告率50%の達成を目指してとられた措置

改正点① 納税者が自ら電子申告する場合の税額控除

平成19年分と20年分の所得税の確定申告において、それぞれの申告期限までに電子署名を添付して電子申告をおこなった者に対して、5,000円を税額控除する（その年の所得税の額を限度とする）。

所得税の電子申告の初期費用として必要となる電子証明書取得費約5,000円相当額について、国で負担しようという意図から創設されたものであり、平成19年で税額控除された者は平成20年は適用できない。

改正点② 納税者が自ら電子申告する場合の添付書類の送付

国民年金保険料等の証明書や、医療費控除等の添付書類の送付が省略できることとなる（平成19年分以降の所得税の申告より）。

改正点③ 税理士等が依頼を受けて申告する場合

税理士等が納税者の依頼を受けて、電子申告する場合、納税者の電子署名を省略することができる（平成19年以降の所得税の申告より）。

Ⅲ. 土地・住宅税制**1. 住宅ローン控除の見直し**

(所得税)

【内容】税源移譲にともない住宅ローン控除の減税効果が小さくなる中低所得者層に配慮し、住宅ローン控除が見直され、「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の特例」が創設された。

住宅ローン控除は①従来制度と②新制度（控除額の特例）の規定の選択制となる。

| 居住年 | ローン残高限度額 | ①従来制度 | | ②新制度 | |
|-------|----------|--------|------|---------|------|
| | | 控除期間 | 10年間 | 控除期間 | 15年間 |
| 平成19年 | 2,500万円 | 1～6年目 | 1.0% | 1～10年目 | 0.6% |
| | | 7～10年目 | 0.5% | 11～15年目 | 0.4% |
| 平成20年 | 2,000万円 | 1～6年目 | 1.0% | 1～10年目 | 0.6% |
| | | 7～10年目 | 0.5% | 11～15年目 | 0.4% |

2. 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

(所得税)

【内容】一定の居住者がその者の居住用家屋について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合において、その改修工事費用に充てるため、借り入れた住宅借入金等の年末残高の一定割合を5年間所得税額から税額控除する制度。

平成19年4月1日から平成20年12月31日までの居住分について適用され、住宅ローン控除と選択適用できる。

【適用対象者】

- a. 50歳以上の者
- b. 介護保険の要介護または要支援の認定者
- c. 障害者
- d. 上記b)、c)または65歳以上の親族いずれかと同居している者

【対象となるバリアフリー改修工事】

廊下幅の拡幅・階段勾配の緩和・浴室改良・便所改良・手すりの設置・屋内の段差解消・引き戸への取替え工事・床表面の滑り止め化

【税額控除額の計算】

- ① バリアフリー改修工事にかかる住宅ローン残高は200万円を限度に年末残高の2%を控除
 ② バリアフリー改修工事以外にかかる住宅ローンについては、1,000万円を限度に年末残高の1%を控除

| 居住の用に供する時期 | 控除期間 | 住宅借入金等の年末残高 | 控除率 | |
|------------------------------|------|--------------|--------------------------------------|----|
| 平成19年4月1日から 平成20年12月31日まで | 5年間 | 1,000万円以下の部分 | ① 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用相当部分（200万円を限度） | 2% |
| | | | ② 上記①の以外の工事費用相当部分 | 1% |

- 【注意点】**
- ・ローンの償還期間5年以上であること
 - ・工事費用は30万円超であること

《参考》一定のバリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額 （固定資産税）

バリアフリー改修工事について、住民税では固定資産税の減額措置がとられる。
 平成19年4月1日から平成22年3月31日までに一定のバリアフリー改修が行われた住宅については翌年度分の税額が1/3減額となる（100㎡を限度）。

| 居住の用に供する時期 | 固定資産税の減額 | 工事費用 |
|-----------------------------|------------------------------|------------------|
| 平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで | 翌年度分の税額 1/3減額 （100㎡以下の部分） | 自己負担部分 30万円以上 |

- （要件）**
- 次のいずれかが居住する既存住宅（賃貸住宅を除く）
 - 65歳以上の者
 - 要介護認定または要介護支援認定を受けている者
 - 障害者
 - 次の工事で自己負担部分が30万円以上のもの
 廊下幅の拡幅・階段勾配の緩和・浴室改良・便所改良・手すりの設置・屋内の段差解消・引き戸への取替え工事・床表面の滑り止め化

【所得税と固定資産税の違い】

- ・固定資産税は自己資金、借入金いずれも適用対象
- ・所得税は本人が50歳以上であれば高齢者等が同居していなくても適用あり

3. 特定の居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長**【内容】 （所得税）**

- ① 特定の居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の要件緩和・期限延長
 買換え資産である家屋の床面積要件の上限（280㎡）が撤廃され、適用期限3年間延長。

→ 平成21年12月31日まで

- ② 相続等により取得した居住用財産の買換え等の長期譲渡所得の課税の特例の廃止
 相続等により取得した居住用財産の買換えおよび交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例は平成19年3月31日をもって廃止される。

→ 平成19年3月31日で廃止

4. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例の延長 (所得税)

【内容】

- ① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限3年間延長
 ② 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限3年間延長

→ 平成21年12月31日まで

5. 特定の事業用資産の買換え特例の延長 (法人税・所得税)

【内容】 平成18年末までの適用期限が2年間延長された。

→ 平成20年12月31日まで

6. 住宅用家屋の登録免許税の特例延長 (登録免許税)

【内容】 登録免許税について住宅用家屋の保存登記、移転登記について、税率の軽減の適用期限が2年間延長された。

→ 平成21年3月31日まで

| 移転原因 | | 本 則 | 特例 平成20年3月末まで | 住宅用家屋の特例 平成21年3月末まで |
|--------|----------|-----------|------------------|------------------------|
| 所有権の保存 | | 1,000分の4 | | 1,000分の1.5 |
| 所有権の移転 | 相続・合併 | 1,000分の4 | | |
| | 売買 | 土地 | 1,000分の20 | 1,000分の10 |
| | | 建物 | 1,000分の20 | |
| | その他(贈与等) | 1,000分の20 | | |
| 抵当権の設定 | | 1,000分の4 | | 1,000分の1 |
| 所有権の信託 | 土 地 | 1,000分の4 | 1,000分の2 | |
| | 建 物 | 1,000分の4 | | |

7. 独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）に係る借入れによる
 抵当権の設定登記に対する登録免許税 (登録免許税)

【内容】 住宅金融支援機構（フラット35）に係る借入れについては、抵当権設定の登録免許税は、平成19年3月31日までに申込みを受理されたものについては非課税であるが、平成19年4月1日以降については課税される。その際、平成19年4月1日～平成21年3月31日までは1000分の1に軽減される。

| | |
|---------------------|----------------------|
| 平成19年3月31日までの申込み受理分 | 非課税 |
| 平成19年4月1日以後の申込み受理分 | 1,000分の1（本則1,000分の4） |

IV. 相続・贈与関係**1. 特定非上場会社株式に係る相続時精算課税の特例** (相続税)

【内容】 中小企業の早期の計画的な事業承継を促進する観点から、年齢制限と金額制限を緩和された。

(主な適用要件)

- ①適用期間：平成19年1月1日から平成20年12月31日までの贈与。
- ②年間贈与額：その年中に取得した1つの銘柄の同族株式の価額の合計額が500万円以上であること。
- ③特定同族法人要件：発行済株式等の総額が20億円未満の特定非上場会社を対象とする。
ただし、代表者が2人以上いないこと。清算中の会社でないこと。種類株式発行会社である場合には、黄金株について定款の定めを設けていないこと。
- ④贈与者（親）：60歳以上の直系尊属である推定被相続人であること。
その同族会社の代表者であること。
その同族会社の株式等の保有割合と議決権が50%超であること。
- ⑤受贈者（子）：上記贈与者要件を満たす贈与者の直系卑属である推定相続人であること。
また下記の2つの要件を満たしているかを特例選択適用後4年経過時点で判断する。
 - 1) 受贈者（子）の株式等の保有割合と議決権が50%超
 - 2) 受贈者（子）がその会社の代表者として会社の経営に従事
- ⑥特定同族株式要件：議決権の制限がないこと。
その株式にかかる法人株式全てが上場されていないこと。

(対象例) 中小企業者のオーナー経営者が自社株式を後継者である子（4年以内に代表者となる者）に贈与する場合など。

(贈与時) 贈与者の年齢要件を60歳に引き下げ、通常の特別控除枠2,500万円にさらに500万円（年間株式価額の合計額）を上乗せし3,000万円まで引き上げる。
贈与額が3,000万円を超えた場合は、超えた部分の20%で贈与税を納付する。

| | 通常の相続時精算課税 | 特定非上場会社株式に係る特例 |
|----------|------------|----------------|
| 贈与者の年齢要件 | 65歳以上 | 60歳以上 |
| 特別控除額 | 2,500万円 | 3,000万円 |

(相続時) 贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算する。

注意点：この特例は小規模宅地等の課税価額の特例及び、特定受贈同族株式会社株式等の相続税の課税価格の特例との併用適用ができない。

平成18年度税制改正による平成19年度実施項目**1. 税率構造の見直しによる税源移譲**

平成19年分以後の税率

| 所得税 (千円未満切捨て) | | | 個人住民税 | |
|-----------------|-----|------------|------------------------|-----------------------|
| 課税所得 | 税率 | 控除額 | 一律 | |
| ～ 195万円 | 5% | — | 都道府 市町村 県民税 民税 住民税計 | 均等割 4,000 円 |
| 195万円 ～ 330万円 | 10% | 97,500円 | | |
| 330万円 ～ 695万円 | 20% | 427,500円 | | |
| 695万円 ～ 900万円 | 23% | 636,000円 | | |
| 900万円 ～ 1,800万円 | 33% | 1,536,000円 | | |
| 1,800万円 ～ | 40% | 2,796,000円 | 4% + 6% = 10% | |

2. 平成18年までに居住した者の住宅ローン控除に係る住民税の規定 (住民税)

平成19年以後の所得税と住民税の税率構造の改正により、平成19年以降は低中所得者層の算出所得税額が減り、その代わりに住民税が増えることになる。

本来であれば、住宅ローン控除は所得税のみに適用されるが、ローン控除額を所得税で控除しきれないケースも生じるため、平成19年、20年に住宅ローンを組んで住宅を取得し居住し始めた者については、平成19年度税制改正により、年間控除率は低い控除期間を長くすることで対応することとなった（現行のローン控除と選択適用）。

一方、平成18年までに居住し始めた者については、所得税で控除しきれなかったローン控除部分を住民税で受けることができる。ただし、この住民税から減額する手続きは、納税者が自分で市へ申請しなければならない。

3. 退職所得に係る住民税 (住民税)

退職所得に係る住民税については平成19年1月特別徴収分より、課税対象金額に一律10%を乗じて求めた住民税額から1/10を控除した額が特別徴収税額となる。

4. 定率減税廃止 (所得税・住民税)**5. 地震保険料控除 (所得税・住民税)**

平成18年度税制改正により、損害保険料控除から地震保険料控除に改組された。

<所得税 (平成19年分より)>

| 保険料等の区分 | | 保険料等の額 | 控除額 | 限度額 |
|---------|----------------------|------------|----------------------------|-------|
| ① | 地震保険料 | 5万円以下 | 保険料・掛金の合計額 | 5万円 |
| | | 5万円超 | 5万円 | |
| 経過措置 | ②平成18年までに契約した長期損害保険料 | 1万円以下 | 保険料・掛金の合計額 | 1.5万円 |
| | | 1万円超～2万円以下 | (保険料・掛金の合計) × 1/2 + 5,000円 | |
| | | 2万円超 | 1.5万円 | |
| 措置 | 上記①と②がある場合 | 5万円以下 | ①、②それぞれ計算した額の合計 | 5万円 |
| | | 5万円超 | 5万円 | |

< 個人住民税（平成20年度分より） >

| 保険料等の区分 | | 保険料等の額 | 控除額 | 限度額 |
|---------|----------------------|---------------------------|--|-------|
| ① | 地震保険料 | 5万円以下 5万円超 | 保険料・掛金の合計額の1/2 2.5万円 | 2.5万円 |
| 経過措置 | ②平成18年までに契約した長期損害保険料 | 5千円以下 5千円超～ 1.5万円以下 | 保険料・掛金の合計額 (保険料・掛金の合計) × 1/2 + 2,500円 | 1万円 |
| | | 1.5万円超 | 1万円 | |
| | 上記①と②がある場合 | 5万円以下 5万円超 | ①、②それぞれ計算した額の合計 2.5万円 | 2.5万円 |

※ 短期損害保険契約については平成18年度契約分で全廃した。

※ 保険料等の区分が上記①と②の両方に該当する場合はいずれかを選択適用する。

6. 日本郵政公社の民営化に伴う税制上の整備

(所得税・相続税)

(1) 障害者等の少額貯蓄非課税制度 (所得税)

障害者等の少額貯蓄非課税制度において下記について元本350万円までの利子等について非課税とされていた。郵政民営化（平成19年10月1日）後は①の郵便貯金への預け入れに関しては、②の少額預金の利子所得の非課税制度の中に組み込まれ、廃止される。

- ① 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度
- ② 障害者等の少額貯金の利子所得の非課税制度
- ③ 障害者等の少額公債の利子所得の非課税制度

なお、経過措置として郵政民営化施行日前に非課税の適用を受けていた郵便貯金の利子については引き続き非課税の適用を受ける。

(2) 小規模宅地等の評価減特例

(相続税)

特定郵便局の敷地について、相続開始後5年以上引き続いて郵便局舎の敷地として貸し付けている場合は、国営事業宅地等として小規模宅地等の評価減（400㎡まで80%の評価減）の適用があったが、郵政民営化（平成19年10月1日）以後に新たに賃貸借契約が結ばれた場合においては、国営事業用宅地等に係る評価減の特例の適用の対象外となる（200㎡まで50%の評価減は適用できる）。なお、経過措置として、平成19年9月30日以前に締結された賃貸借契約については国営事業用宅地等として評価減の適用を受けることができる。